

◎新潟県告示第937号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年8月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
アイン薬局諏訪町店	妙高市諏訪町1丁目5番14号	名称	スワ町薬局	アイン薬局諏訪町店	平成25年6月1日
アイン薬局南本町店	上越市南本町2丁目2番12号	名称	トモエ薬局南本町店	アイン薬局南本町店	平成25年6月1日